



第4次 人吉市

地域福祉計画
地域福祉活動計画
自殺対策計画

概要版



令和7年3月
人吉市・人吉市社会福祉協議会



第4次 人吉市地域福祉計画・地域福祉活動計画

計画策定の趣旨

本市では、高齢化や核家族化の進行により、社会的つながりの希薄化やひとり暮らし高齢者・要介護者の増加、育児や介護の悩みが深刻化しています。行政の支援だけでなく、地域住民が支え合う仕組みの強化が重要です。分野ごとの縦割り支援を超え、住民や事業者が一体となって暮らしやすいまちをつくることが求められています。こうした状況を踏まえ、「地域共生社会」の実現に向けた「第4次人吉市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。



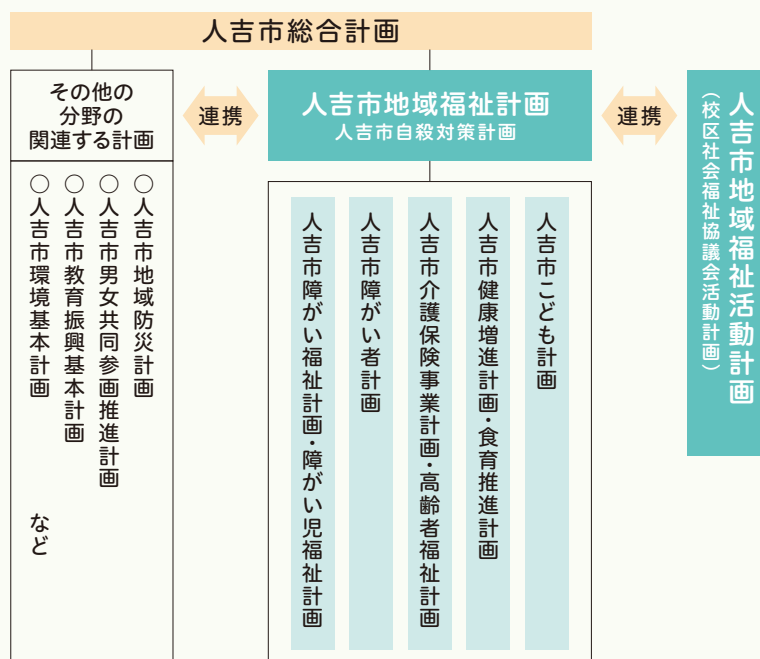
計画の位置付け

本計画は、「人吉市総合計画」を上位計画とし、個別計画と連携しながら地域福祉の方向性を示すものです。

「地域福祉計画」は、住民・行政・福祉関係事業者が協力し、地域福祉の未来像や方針を示す市町村の総括的な計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となり、住民主体で地域福祉を推進する行動計画です。

両計画は、地域福祉の担い手の参加と協力を得ながら、整合性を保ちつつ一体的に策定します。



計画の期間

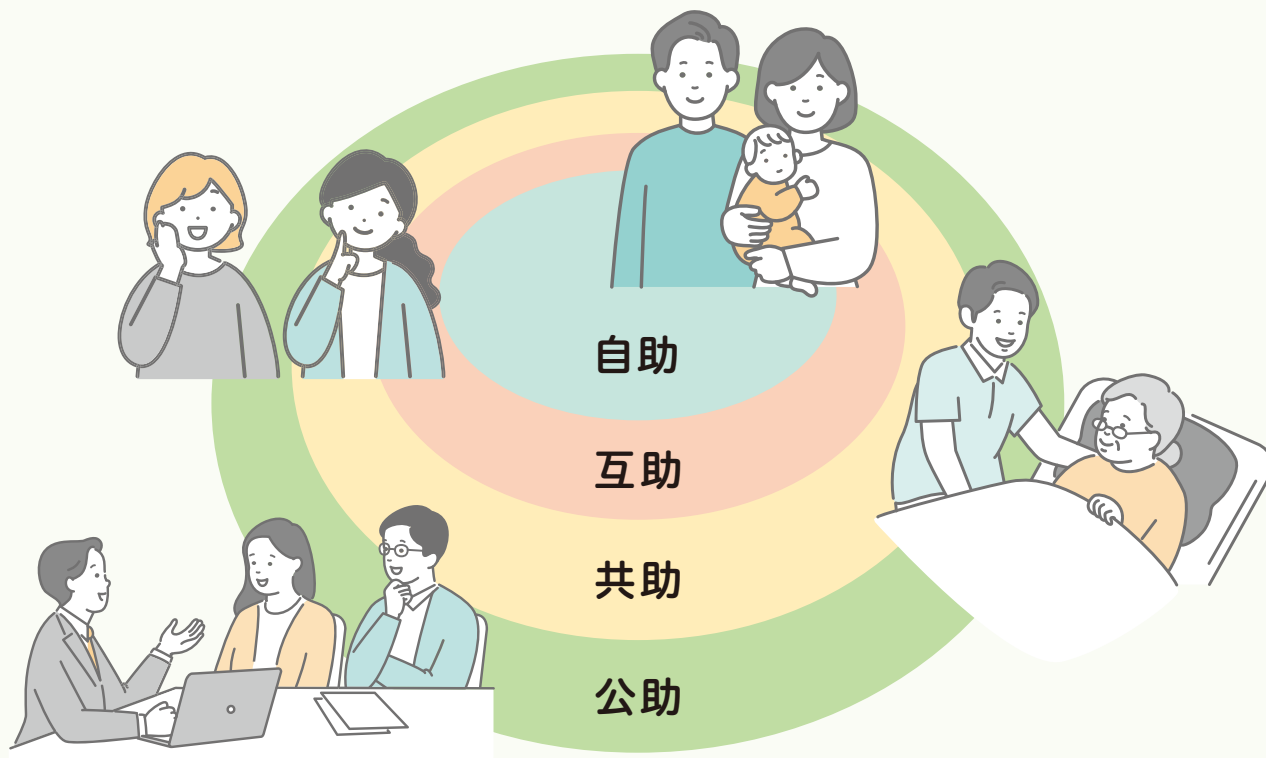
本計画の期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、社会情勢や市民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



地域福祉推進のための4つの視点

地域福祉活動を進めるには、公的サービスの整備のみならず、住民一人ひとりが自分自身や家族と協力し解決すること（自助）や、近隣の身近な人がお互いに助け合い、支え合うこと（互助）、地域の事業所も含めた連携体制の枠組みの中でそれぞれの役割や特性を活かして活動をしていくこと（共助）も大切です。

本市は、公的な制度による福祉サービスの整備や、自助・互助・共助を支援していくこと（公助）を通じ、地域と協働しながら地域福祉を進めていきます。



自助

個人や家族による助け合い・支え合い
（最も身近な個人や家族が解決にあたる）

互助

身近な人間関係のなかでの自発的で制度化されていない助け合い・支え合い
（隣近所など身近な人や別居する家族等が互いに助け合い、支え合う）

共助

地域で暮らす人たちや地域福祉活動を行う人たち、
地域の事業所、行政等が協働しながら、組織的に協力し合う
制度化された助け合い・支え合い
（「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で助け合い、支え合う）

公助

保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づく、
公的な制度としての福祉サービスの提供
（行政が公的サービスとして行う）

計画の基本理念



お互いさまの心で 支え合うまち
ずっと住み続けたいまち ひとよし

第4次計画では、第3次計画の基本理念「お互いさまの心で 支え合うまち 人吉」を継承しつつ、社会福祉法の改正や「第6次人吉市総合計画（後期基本計画）」との整合を図ります。総合計画の基本理念「みんなが幸せを感じるまち。ずっと住み続けたいまち。ひとよし」を踏まえ、地域福祉の目指す姿として「ずっと住み続けたいまち」という視点を加え、本計画の基本理念は「お互いさまの心で 支え合うまち ずっと住み続けたいまち ひとよし」としました。

計画の体系

本計画では、前計画を引き継ぎ、3つの基本目標とそれに連なる取り組みを下記のとおり整理しました。

基本理念	基本目標	取り組み
お互いさまの心で 支え合うまち ずっと住み続けたいまち ひとよし	基本目標1 地域福祉の基盤づくり ～支え合いの雰囲気を盛り上げよう～	①支え合いの機運づくり
		②人材育成と活動支援
		③地域交流の促進
	基本目標2 孤立させないまちづくり ～地域ぐるみで支え合おう～	④福祉に関する情報発信
		⑤総合的な相談支援体制の充実
		⑥地域の支え合い・助け合い体制の充実
		⑦自立・社会参加支援の推進
	基本目標3 安全・安心なまちづくり ～命と権利を守ろう～	⑧権利を守る制度の推進と虐待防止
		⑨災害時対策の充実



基本目標1

地域福祉の基盤づくり



1 支え合いの機運づくり

人と人とのつながりの希薄化が問題となる中、他者への思いやりや関心を学ぶ機会が必要です。高齢者や障がい者、性的マイノリティなどへの偏見をなくし、生活環境の違いを特別視せず、多様性を認めることが重要です。すべての人が社会の中で普通に生活できるよう、こどもの頃から人権や福祉について学ぶ機会を充実させていきます。

2 人材育成と活動支援

地域活動の参加者の固定化や高齢化が課題となる中、世代を超えた学習機会を提供し、住民全員が担い手である意識を深めます。リーダーとなる人材の育成に加え、元気なシニア世代など地域の潜在的な人材の活用も推進します。また、地域団体がより活発に活動できるよう、環境整備や支援も行います。

3 地域交流の促進

健康や子育て、世代間交流など、自分のライフスタイルに合わせて気軽に集まれる場を作り、住民同士が顔見知りとなることで支え合いの関係を築きます。また、公民館や空き家などの既存資源を活用し、交流の場の充実を図ります。

各主体が取り組むこと	市が取り組むこと (公助)	●福祉や人権意識向上のため、講座や研修、小中学校での福祉学習を実施します。 ●地域人材を活用する養成講座を開催し、民生委員・児童委員の支援や障がい者との交流を促進します。 ●子育て世代・障がい者・高齢者の交流機会を増やし、公民館などを活用した拠点づくりを進めます。
	社会福祉協議会が 取り組むこと (互助・共助)	●地域福祉の重要性を発信し、幅広い世代の関心を高めます。 ●地域福祉やボランティア活動の担い手を育成し、民生委員・見守り相談員の活動を支援します。 ●高齢者や障がい者が社会参加しやすい環境を整え、地域住民が集える拠点をつくれます。
	住民が取り組むこと (自助)	●福祉や人権に関する講座・研修に参加し、理解を深めましょう。 ●ボランティア活動や民生委員の支援に関わり、地域活動に協力しましょう。 ●地域イベントや学校の交流活動に参加し、住民同士のつながりを深めましょう。
	地域が取り組むこと (互助・共助)	●講座や研修で学んだことを地域に広め、支え合う社会を目指しましょう。 ●地域福祉の担い手を支援し、生活課題の解決に協力しましょう。 ●誰もが気軽に立ち寄れる交流の場をつくり、多様な人が集える環境を整えましょう。

4 福祉に関する情報発信

インターネットの普及など、情報化が進む一方で、必要な情報を十分に得られていない人が多いです。年代や家族構成に配慮し、公的制度や地域の生活支援、民間サービスを分かりやすく周知する工夫が必要です。各機関が連携し、必要な情報が必要な人に行き届くよう努めます。



5 総合的な相談支援体制の充実

かつては家族や近隣の支え合いで解決できた困りごと、現在は人間関係の希薄化により、一人で抱え込む人が増えています。相談先が分からず困ることがないように、地域や福祉の情報を適切に提供し、関係機関と連携できる体制を整えます。また、研修を通じて相談対応職員のスキル向上を図ります。



6 地域の支え合い・助け合い体制の充実

高齢者だけでなく、子育て世帯や障がい者の生活課題が深刻化する前に、地域の見守りを通じて困りごとに気づき、相談窓口につなげられる体制を整えます。また、「見守る側」と「見守られる側」が互いに負担を感じない仕組みを考え、支援の連携を強化します。

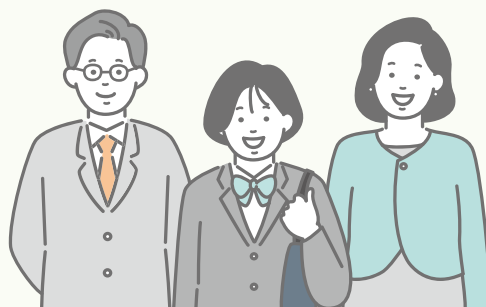
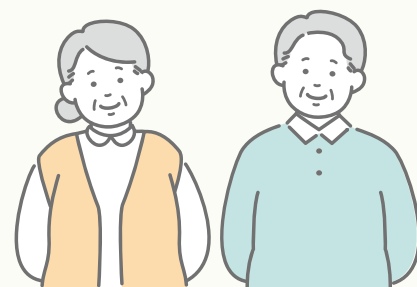
さらに、地域福祉活動では個人情報扱う場面が多いため、市は個人情報の適正な活用と保護のバランスを考慮し、住民への周知を進めます。



7 自立・社会参加支援の推進

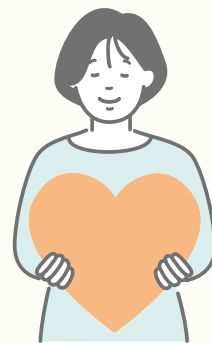
障がい者や生活困窮者、ひきこもりの人の中には、社会との関わりに不安を抱える人がいます。こうした人々が社会参加できる地域づくりを進め、希望や適性に応じた自立・就労支援を行うため、関係機関の連携を強化し、本人と家族への包括的かつ継続的な支援を行います。また、支援に携わる人材の育成や支援の質の向上にも努めます。

さらに、更生を目指す人や生きづらさを抱える人が地域から孤立しないよう、再犯防止に関する広報・啓発活動を推進し、社会の理解を深めていきます。



各主体が取り組むこと	市が取り組むこと (公助)	● 広報紙や市公式LINEなど多様な媒体を活用し、福祉や復興に関する情報を分かりやすく発信します。 ● 子育て、ひきこもり、障がい者、高齢者支援などの相談窓口を設け、関係機関と連携して支援を充実させます。 ● 民生委員・児童委員と情報交換を行い、認知症高齢者の見守りネットワーク強化や、高齢者支援体制の整備を進めます。 ● 生活困窮者の自立支援制度を運営し、就労支援や合理的配慮の周知、再犯防止の啓発活動を推進します。
	社会福祉協議会が 取り組むこと (互助・共助)	● 地域福祉情報を分かりやすく発信し、住民の関心を高めます。 ● 住民の相談窓口として関係機関と連携し、支援を途切れなく提供します。 ● 小地域ネットワークや社会福祉法人と協力し、支え合いの輪を広げます。 ● 生活に困難を抱える人が自立できるよう、関係機関と連携して支援を行います。
	住民が取り組むこと (自助)	● 福祉に関する情報に関心を持ち、必要な支援を受けられるよう相談窓口を知っておきましょう。 ● 困ったときは相談し、支援制度を活用しましょう。また、困っている人がいたら民生委員・児童委員につなぎましょう。 ● 地域の催しや活動に参加し、住民同士のつながりを深めましょう。
	地域が取り組むこと (互助・共助)	● 地域の活動や支援情報を発信・共有しましょう。 ● 困っている人に気づき、民生委員・児童委員につなぐとともに、声かけや見守りを行いましょう。 ● 支え合いの仕組みづくりに参加し、孤立しがちな人が安心して暮らせる地域をつくりましょう。





8 権利を守る制度の推進と虐待防止

認知症高齢者や知的・精神障がい者の増加に伴い、成年後見制度の必要性和需要がさらに高まると見込まれています。市民後見人の養成や活動の推進が求められる中、判断に配慮が必要な高齢者や障がい者が不利益を被ることなく、法的に保護・支援され、自立した生活を送れるよう権利擁護の充実を進めます。

また、子育てや介護の疲れ、経済的困窮を背景とした虐待の相談・通報が増加していることから、虐待の防止・早期発見に努め、関係機関との適切な情報共有と連携を強化していきます。

9 災害時対策の充実

災害時や緊急時には、自助や互助・共助による近隣同士の助け合いが重要です。特に、ひとり暮らしの高齢者や障がい者には周囲の支援が必要となるため、市では避難行動要支援者名簿の作成と定期的な更新を行い、迅速かつ円滑な避難を支援します。あわせて、平常時から災害への意識を高める取り組みも推進していきます。

各主体が取り組むこと	市が取り組むこと (公助)	● 障害者差別解消法や市民後見人制度の周知・啓発を行い、高齢者や障がい者の権利擁護を推進します。 ● 児童虐待やDV、障がい者虐待の相談窓口を周知し、適切な対応と妊娠期からの切れ目ない支援で虐待防止を図ります。 ● 防災訓練や学習会を支援し、非常用持ち出し品の準備を啓発します。 ● 自主防災組織の「地区防災計画」作成や、避難行動要支援者名簿の作成・更新を進め、福祉避難所の拡充に努めます。
	社会福祉協議会が 取り組むこと (互助・共助)	● 認知症や障がいのある人が自立できるよう、福祉サービスの利用援助や金銭管理支援を行います。 ● 民生委員・児童委員と連携し、制度の周知や利用促進、虐待防止・早期発見に努めます。 ● 支援が必要な人を把握し、小地域ネットワークを活用した支援体制を整えます。 ● 市民や学生向けの災害救援ボランティアを養成し、地域の防災力向上と助け合いを促進します。
	住民が取り組むこと (自助)	● 権利擁護や虐待について理解を深め、成年後見制度を必要に応じて活用しましょう。 ● 虐待の疑いがある場合に備え、相談窓口を知っておきましょう。 ● 自分の命を守る意識を持ち、非常用持ち出し品を備えましょう。 ● 避難経路や避難先を家族と共有し、平常時から近隣とのつながりを大切にしましょう。
	地域が取り組むこと (互助・共助)	● 虐待や消費者被害を防ぐため、地域で見守りや声かけを行い、早期発見につなげましょう。 ● 災害時に支援が必要な人を把握し、助け合える仕組みをつくりましょう。 ● 地域の受援力を高め、防災力向上に努めましょう。

第2期 人吉市自殺対策計画

計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は長年高水準で推移し、特に新型コロナウイルスの影響で女性や小中高生の自殺が増加しました。国は自殺対策基本法の改正や自殺総合対策大綱の見直しを行い、「子ども・若者支援」「女性支援」「地域対策の強化」「コロナの影響を踏まえた対策」などを追加し、総合的な自殺対策を強化しています。

本市では、「第1期人吉市自殺対策計画」の期間満了を受け、地域の課題を踏まえた「人吉市自殺対策計画」を「人吉市地域福祉計画」と一体的に策定することとしました。



計画の位置づけ

この計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」です。

人吉市総合計画及び人吉市地域福祉計画を上位計画とし、心身の健康づくりに関する「人吉市健康増進計画・食育推進計画」、高齢者支援に関する「人吉市いきいき高齢プラン（人吉市介護保険事業計画・高齢者福祉計画）」などの市の各種関連計画との整合性を図り策定します。



計画の期間

令和7～11年度までの5年間とします。

なお、社会状況の変化や自殺対策基本法、または自殺総合対策大綱の見直し等の国の動向も踏まえ、必要に応じ見直しを行います。



基本理念

本市では自殺対策基本法及び国の自殺総合対策大綱を踏まえ、自殺対策推進のための「基本理念」及び「基本的な考え方」を定め、それに基づいて「基本目標」を達成するために5つの施策体系からなる取り組みを実施します。

地域住民を含め、関係機関が相互に連携・協力して自殺対策に取り組むことで、一人一人の大切なのちをみんなで支え合い、「誰も自殺に追い込まれることのない『笑顔あふれる人吉』」の実現を目指します。

基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない
「笑顔あふれる人吉」の実現を目指す

施策体系

国の自殺総合対策大綱や第3期熊本県自殺対策推進計画における基本理念及び基本的な考え方を踏まえ、目標を達成するために民間団体と行政機関等が連携して、次の体系に基づく自殺対策の取り組みを推進します。

1	普及啓発の推進	(1) 自殺予防週間等の普及啓発
		(2) 児童生徒の「命を大切にする心を育む」教育の充実
		(3) 心の健康に関する知識の普及啓発
2	自殺に係わる人材育成	(1) 様々な分野での自殺予防ゲートキーパーの養成
		(2) 各分野別での研修会の充実
3	自殺リスクの低減	(1) 総合的な自殺対策の相談窓口の充実と情報発信
		(2) 状況に応じた相談窓口の充実
4	こども、若者の自殺対策の推進	(1) こどもの「心のきずなを深める」取り組み
		(2) SOSの出し方に関する教育の推進
		(3) 学生・生徒等への支援の充実
		(4) 若者への支援の充実
5	女性への支援の充実	(1) 妊産婦への支援の充実
		(2) 困難な問題を抱える女性への支援
6	県その他関係機関等との連携	(1) 地域における連携

自殺対策の取り組み

1 普及啓発の推進

自殺に追い込まれることは「誰にでも起こりうること」です。その場合に「誰かに助けを求めること」が重要になってきます。

このことを市民に広く理解してもらい、悩みを抱えた時に気軽に相談機関を利用できるよう、自殺やうつ等について正しい知識を普及啓発し、相談機関の周知に取り組みます。



主な取り組み	(1)自殺予防の普及啓発	●自殺予防週間(9月)や自殺対策強化月間(3月)に普及啓発活動を行い、市民の理解を促進します。
	(2)児童生徒への命の教育	●こどもが命の大切さを学べるよう、関係者向けの研修を実施し、知識の普及に努めます。
	(3)心の健康の啓発	●講演会やパンフレット配布、「広報ひとよし」などを活用し、心の健康に関する正しい知識を広め、相談者や家族の声に耳を傾けます。

2 自殺対策に係る人材の育成

市民一人ひとりが、自殺やうつ等について理解し、身近にいる自殺を考えている人のサインに早く気づき、相談機関につなぎ、見守りを行うことができる人材を育成します。



主な取り組み	(1)ゲートキーパーの養成	●支援者向けの研修を実施し、自殺の基礎知識や対応スキルを身につけた人材を育成します。
	(2)各分野での研修会	●地域活動のリーダーやボランティア向けに研修を行い、自殺の兆候を早期発見し、適切に対応できる人材を増やします。

3 自殺リスクの低減

関係機関・団体等がそれぞれの分野において、相談窓口を設置し、個人からの相談に対し、その状況に応じた対応を行い、自殺リスクを減らす取り組みを実施します。



主な取り組み	(1)総合相談窓口の設置と情報発信	●悩みを抱える人が適切な助言を受けられる機会を拡大します。
	(2)状況に応じた相談窓口の充実	●それぞれの状況に応じた適切な対応ができるよう、相談窓口の充実に努めます。 ・多重債務・失業者向けメンタル相談・事業者の経営相談・法律相談の充実 ・認知症の人や家族・ひきこもり・生活困窮者・心身の健康に関する支援の強化

4 こども・若者の自殺対策の推進

こども・若者の心の健康の保持や増進、困難やストレスに直面した時の対処方法を身につけることへの支援をします。

主な取り組み	(1)心のきずなを深める取り組み	●家庭・地域・学校が連携し、いじめ防止を重視した学校づくりを進めます。
	(2)SOSの出し方教育	●個別の教育相談やストレス対処教育を実施し、SNSトラブル防止のため情報モラル教育を充実させます。
	(3)学生・生徒への支援	●スクールカウンセラーやソーシャルワーカーが児童生徒・保護者を支援し、生活困窮世帯への支援も行います。
	(4)若者への支援	●15～39歳の働くことに悩む若者を対象に、相談やコミュニケーション訓練、就労体験を通じた支援を行います。

5 女性への支援の充実

妊産婦への支援を始め、女性特有の視点も踏まえ、各種支援の充実に努めます。



主な取り組み	(1)妊産婦支援の充実	●妊娠期から出産後の支援を強化し、心身の不調や育児不安を抱える母親が安心して子育てできる体制を整えます。
	(2)困難を抱える女性への支援	●DVなどの問題を抱える女性に寄り添い、相談支援を行います。

6 県その他の関係機関等との連携

自殺対策を進めるに当たり、熊本県や民間団体との連携は必要不可欠です。本市単独では実施困難な事業もあるため、県や民間団体等が実施している事業の活用や連携を図ることで、より活発な取組を推進していきます。

主な取り組み	(1)地域連携による自殺対策	●地域の協議会と連携し、自殺対策の具体的な取り組みを協議し、地域の実情に応じた対応を進めます。
--------	----------------	---

第4次 人吉市地域福祉計画・地域福祉活動計画 第2期人吉市自殺対策計画 概要版 令和7年3月

発行 人吉市／人吉市社会福祉協議会

人吉市健康福祉部福祉課
〒868-0072
熊本県人吉市西間下町字永満7番地1
TEL 0966-22-2111 FAX 0966-24-5005
MAIL fukushi@hitoyoshi.kumamoto.jp

社会福祉法人 人吉市社会福祉協議会
〒868-0072
熊本県人吉市西間下町41番地1
TEL 0966-24-9192 FAX 0966-25-1117
MAIL info@hitoyoshi-shakyo.com